

**教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果報告書（平成28年度）**

**東郷町教育委員会
平成29年8月**

— 目 次 —

I	点検及び評価制度の概要	1
II	東郷町教育委員会委員	3
III	東郷町教育委員会事務局組織図	3
IV	東郷町教育委員会事務局分掌事務	4
V	平成27年度 東郷町教育の一般方針	7
VI	教育委員会の事務の点検及び評価シート	12
○	学校教育課	12
○	生涯学習課	25
○	給食センター	40
VII	教育委員会の活動の点検及び評価	44
1	教育委員会活動実績	44
2	教育委員会会議（議案、専承等）について	46
3	訪問・視察	50
4	成果・課題等	52
VIII	教育委員会評価委員の意見	53

I 点検及び評価制度の概要

1 制度

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、平成20年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 実施方法

(1) 目的

この点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が自らその権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象年度

平成28年度

(3) 点検及び評価の項目

平成28年度東郷町教育委員会が実施した事務及び東郷町教育委員会の活動

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

東郷町教育委員会評価委員

氏名	職歴等
石川 直文	元 兵庫小学校教頭
中村 悦子	元 体育指導員

《参考》関係法令（抜粋）

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

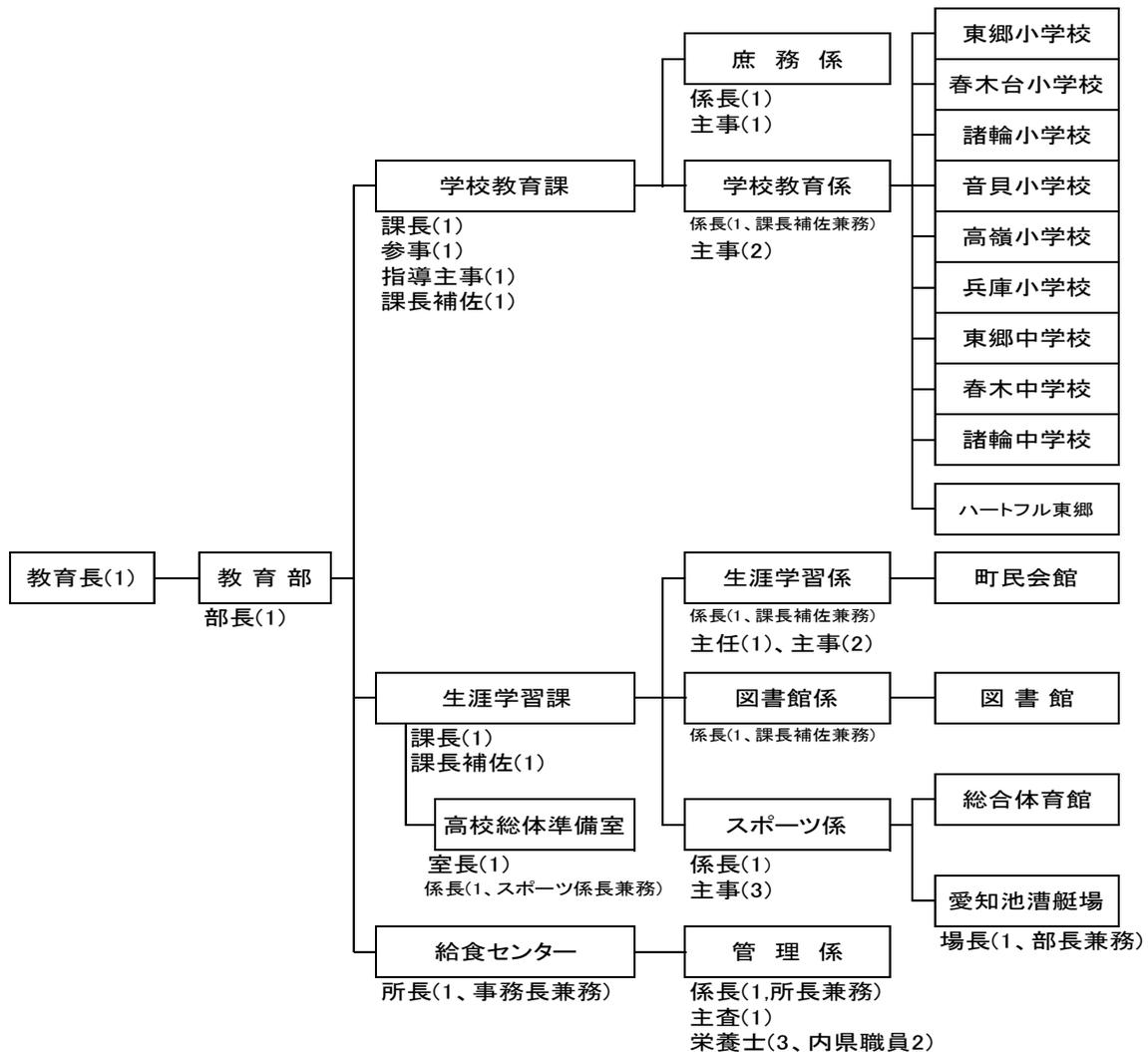
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 東郷町教育委員会委員 (平成28年5月1日現在)

職名	氏名	委員任期	備考
教育長 職務代理者	小出 直美	平成26年10月1日から 平成30年9月30日まで(1期目)	職務代理者就任 平成28年4月1日
委員	相羽 繁生	平成25年10月1日から 平成29年9月30日まで(2期目)	
委員	奥谷 美香	平成27年10月1日から 平成31年9月30日まで(1期目)	
委員	近藤 万友美	平成28年5月1日から 平成29年9月30日まで(1期目)	
教育長	石川 光秋	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで(1期目)	教育長就任 平成28年4月1日

III 東郷町教育委員会事務局組織図 (平成28年4月1日現在)



IV 東郷町教育委員会事務局分掌事務

1 教育部学校教育課

(1) 庶務係

- ① 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- ② 教育委員会の条例、規則及び規程に関すること。
- ③ 公印の管理に関すること。
- ④ 公告式に関すること。
- ⑤ 教育に係る企画、調査及び統計に関すること。
- ⑥ 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- ⑦ 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の任免、分限及び懲戒に関すること。
- ⑧ 職員の服務、研修及び福利厚生に関すること。
- ⑨ 教育部内の連絡調整に関すること。
- ⑩ 町長部局との事務協議に関すること。
- ⑪ 部及び課の庶務並びに他の係に属しないこと。

(2) 学校教育係

- ① 児童及び生徒の就学に関すること。
- ② 通学区域の設定及び改廃に関すること。
- ③ 通学路に関すること。
- ④ 学校保健に関すること。
- ⑤ 教科書及び教材に関すること。
- ⑥ 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。
- ⑦ 校長及び教職員の研修及び指導に関すること。
- ⑧ 学校医、学校歯科医及び学校調剤師に関すること。
- ⑨ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- ⑩ 学校教育財産の管理に関すること。
- ⑪ 幼稚園に関すること。
- ⑫ その他学校教育に関すること。

2 教育部生涯学習課

(1) 生涯学習係

- ① 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- ② 社会教育財産の管理に関すること。
- ③ 町民会館の管理及び運営に関すること。
- ④ 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- ⑤ 社会教育のために必要な設備及び資料の提供に関すること。
- ⑥ 社会教育施設間の連絡調整に関すること。

- ⑦ 社会教育委員、社会教育指導員、公民館運営審議会委員及び文化財保護委員並びにこれらの会議に関する事。
 - ⑧ 文化財保護に関する事。
 - ⑨ ユネスコ活動に関する事。
 - ⑩ 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
 - ⑪ 青少年の健全育成に関する事。
 - ⑫ 中央公民館の運営に関する事。
 - ⑬ 視聴覚教育に関する事。
 - ⑭ 視聴覚ライブラリーに関する事。
 - ⑮ その他社会教育に関する事。
 - ⑯ 課の庶務及び他の係に属しない事。
- (2) スポーツ係
- ① スポーツ施策の企画及び実施に関する事。
 - ② 総合体育館その他のスポーツ施設の管理及び運営に関する事。
 - ③ スポーツ関係団体の指導及び育成に関する事。
 - ④ 各種スポーツ教室及び大会に関する事。
 - ⑤ 学校体育施設スポーツ開放に関する事。
 - ⑥ スポーツ推進委員に関する事。
 - ⑦ 体力づくり推進委員に関する事。
 - ⑧ 国民体育大会に関する事。
 - ⑨ その他スポーツ及びレクリエーションスポーツの振興に関する事。
- (3) 図書館係
- ① 図書館の管理及び運営に関する事。
 - ② 図書館資料の収集整理及び保存に関する事。
 - ③ 読書会、鑑賞会その他読書の奨励に関する事。
 - ④ 図書館協議会に関する事。
 - ⑤ その他図書館に関する事。

3 教育部高校総体準備室

- (1) 高校総体係
- ① 高校総体に関する事。
 - ② 高校総体協議運営に関する事。
 - ③ 室の庶務に関する事。

4 教育部給食センター

(1) 管理係

- ① 物資の購入に関する事。
- ② 調理に関する事。
- ③ 機械の操作及び管理に関する事。
- ④ 施設及び労務の管理に関する事。
- ⑤ 経理その他一般事務に関する事。
- ⑥ 献立作成、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関する事。

V 平成28年度 東郷町教育の一般方針

I 学校教育

1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力により創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分に理解し、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力する。

2 重点施策

(1) 学習指導要領に定める「生きる力を育む」という理念を実現するための具体的な手立ての確立に努める。

ア 心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験や合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育成する。

(2) 生涯学習の基礎となる能力や態度の育成に努める。

ア 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、学習に対する意欲や興味・関心を高めるとともに、学び合う楽しさや成就感を体得させ、自己教育力の育成に努める。

イ 国語を適切に表現し正確に理解できるように、話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと的能力が偏りなく養われるように努める。

ウ 障がいのある児童生徒に対して、社会的に自立できる力を育成するための支援に努める。

エ 中学校において職場体験事業を実施し、キャリア教育の充実に努める。

(3) 基本的生活習慣の徹底と道徳教育の一層の充実に努める。

ア 道徳的実践力を高め、児童生徒の心に響く体験活動を通して、豊かな情操の育成に努める。

イ 命の大切さに気づかせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培うとともに、人権教育の充実に努める。

ウ 善悪についての判断力や、望ましい社会性を養うとともに、正義感や公正さを重んじる心の育成に努める。

(4) 学校、家庭、地域社会との連携に努める。

ア 学校支援ボランティア登録制度を活用し、学校、家庭、地域社会相互の連携をより深め、学校教育の充実に努めるとともに、健全な児童生徒の育成に努める。

イ 家庭や地域社会に対してより開かれた学校運営や学校の望ましい将来像を構築

- するため、学校評価制度を継続して実施する。
- (5) 生徒指導の充実に努める。
- ア よりよい人間関係の構築に努め、不登校やいじめなどの問題行動等の未然防止、早期発見と適切な指導に努める。
 - イ 学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にして、各中学校区の「生徒指導推進協議会」活動の充実に努める。
 - ウ 心の教室相談員、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒の心のケアに努める。
 - エ 学校不適応児童生徒を支援するため、人とのかかわりに慣れさせることや体験を重視した活動を多く取り入れた教室（ハートフル東郷）を継続して運営する。
- (5) 情報化、国際化に対応した教育の推進に努める。
- ア 情報化社会に即応した設備の一層の充実及び情報機器を活用した情報活用能力の育成指導に努める。
 - イ 小中学校における外国人英語指導事業を引き続き実施し、国際化社会の中で活躍できる人材育成のため、外国語を通じ言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションが図れるように努める。
- (5) 児童生徒の安全指導及び健康保持に努める。
- ア 地域の交通事情や危急の災害等に対応できる実践的な能力を身に付け、安全を考えた行動の習慣化に努める。
 - イ 安全な学校生活を送るため、危険を予測して安全に行動する態度と能力の育成に努める。
 - ウ 児童生徒の安全確保に向けて、こども110番の家、スクールガード、不審者情報ネットワーク等の環境整備を行う。
- (5) 学校施設等の整備に努める。
- ア 東郷小学校西・南校舎のトイレ洋式化改修工事を行い、学校施設環境の充実に努める。
 - イ 学校施設設備の安全管理の徹底に努める。
 - ウ 教育用備品の計画的な整備を図り、学習環境の充実に努める。

II 学校給食

1 基本方針

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目標に、学校教育の一環として行われているものである。

児童生徒に健康と食生活とのかかわりに関心を持たせ、望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。

2 重点施策

(1) 魅力あるおいしい給食づくり。

ア 「カミカミメニューの日」などを設定し、生きる力を育み望ましい食生活の手本となる学校給食を推進する。

イ 旬の食材や行事にちなんだ献立を取り入れ、また、セレクト給食などを実施し、季節感のある楽しい給食を推進する。

ウ 地場産物の活用に努め、町内で生産される米や野菜等を取り入れた献立を実施する。

(2) 食に関する指導を推進する。

ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。

イ 栄養教諭・学校栄養職員が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身につけさせる。

ウ 学級活動、給食時、教科、総合的な学習の時間等において学年や目標に応じた内容で食に関する分野の指導を行う。

(3) 家庭や地域との連携を密にした給食を推進する。

ア 望ましい食生活の啓発のため、食育だより「いただきます」を発行する。

イ ホームページにより、好評な献立や児童生徒が考えた応募献立の紹介、地場産物を使用した給食等の情報を発信する。

ウ 給食に含まれるアレルギー物質等の正確な情報提供に努めるとともに対応可能な措置を実施する。

(4) 衛生管理を徹底し、食中毒防止に努める。

ア 安全な給食づくりのため、調理室のドライ運用を推進する。

イ 食材、調理器具、食器、食缶等の細菌検査等を実施するとともに調理業務に携わる者の衛生管理に努める。

(5) 老朽施設・設備等の改修を計画的に実施する。

ア 公共施設等総合管理計画に基づき既設調理場の改修・改善を計画的に推進する。

イ 調理機器や器具、洗浄機器等の更新を計画的に推進する。

Ⅲ 生涯学習

1 基本方針

急激な社会・経済情勢の変化や情報化、国際化、少子高齢化などの社会変動の中、こうした社会・経済の変化に対応するため、幅広い年齢の人々に学ぶことの意欲が高まっている。

本町の生涯学習事業においては、第5次総合計画に掲げられた、将来都市像「人とまち みんな元気な 環境都市」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境の充実、各種スポーツ団体の育成、さらには本町の特色あるスポーツであるボート競技の振興などを進めることによって、町民自ら学び、その成果を活かすことができるよう生涯学習社会の構築を推進していくこととする。

2 重点施策

(1) 生涯学習活動の充実を図る。

ア 生涯学習の拠点である町民会館を中心に、生涯にわたり生きがいを持って過ごすことができるよう生涯学習活動の機会や場所の充実を図ります。

イ 各種社会教育事業の実施について、社会教育委員の主体的な企画及び立案により進めるよう努める。

(2) 放課後子どもプランを推進する。

ア 子どもたちに安全・安心な居場所を提供するために学校施設を利用し、学習の支援を始め、学年の異なる子ども同士の交流、地域の大人との交流、様々な体験活動などを通じて児童の健全育成を図る。

イ 放課後子ども教室を全小学校で実施する。

(3) 青少年の健全育成と家庭教育の充実を図る。

ア 自分自身で学び考え、豊かな社会性を備えた青少年の育成を目指し、学校や地域と連携し、啓発活動等を展開していく。

イ 学校と地域が連携しながら家庭教育推進事業を積極的に推進する。

(4) 文化・芸術の振興を図る。

芸術文化に親しむ事業を充実するとともに、地域文化の振興を図るため文化団体の活動を継続して支援する。

(5) 郷土資料館の充実を図る。

ア 郷土資料館の展示物と展示方法の検証を行い、文化財に対する町民の関心が、より一層高まるよう努めるとともに、身近に郷土の歴史や文化などに親しめる機会を増やすように努める。

イ 館内の展示資料や映像資料により回想法による認知症予防事業にも活用していく。

(6) 文化財保護と継承に努める。

ア 貴重な文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財保護委員と連携を持って町内に眠る文化財の確認を行う。

イ 無形民俗文化財を後世に伝えるための方策を検討する。

ウ 新たな町誌の刊行に向けて、調査研究及び重要な資料等の保存を継続して実施する。

(7) 図書館活動の推進

ア 生涯学習施設の拠点として、蔵書の充実を図るとともに、幼児のブックスタートやお話会など実施し特色ある図書館を目指す。

イ インターネット等の活用により、各地域の図書館の協力と情報提供を通じて、利用者の要望する情報を一層速やかに提供できるよう努める。

ウ 不用図書を整理し、町内の児童館・保育園・小中学校の図書室を充実させるため、定期的は無償譲渡する。また、小中学校の授業に必要な図書の団体貸出をし、学校との連携を図る。

エ 利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度による、民間のノウハウを活かした図書館運営を行う。

(8) スポーツの普及・振興に努める。

ア レガッタのさらなる普及のため、ボート体験やボート教室などの充実を図る。また、ボート競技団体等との連携を図ることにより、ボート競技のより一層の普及、振興に努める。

イ スポーツ普及の重要な担い手であるスポーツ推進委員との緊密な連携のもとに各種スポーツイベントを開催するとともに、誰もが生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努める。

ウ スポーツ推進委員及び体力づくり推進委員が地域と連携して総合型地域スポーツクラブ「家族体力づくりの日」を開催し、地域におけるスポーツ活動の振興を図る。

エ 誰もが日常生活を健康で楽しく安全に送るため、基礎的運動能力の向上の理念を持ったコーディネーショントレーニングの普及に努める。

(9) 体育施設の整備充実に努める。

ア 体育施設利用者の利便に配慮した施設環境の充実に努める。

イ 総合体育館、愛知池運動公園など指定管理者制度導入施設については、民間のノウハウを活かした施設の管理運営を行い、より一層のサービス水準の向上及び充実に努める。